

2010年日本APECエネルギー大臣会合オリジナルロゴマーク使用承認基準

平成22年4月14日

2010年日本APECエネルギー大臣会合福井開催推進協議会

2010年日本APECエネルギー大臣会合オリジナルロゴマークガイドラインに定めるオリジナルロゴに関する使用承認基準を以下のとおり定める。

1 オリジナルロゴの使用承認範囲

(1) 使用目的

2010年日本APECエネルギー大臣会合（以下「APECエネルギー大臣会合」）への理解促進、APECエネルギー大臣会合の普及啓発、APECエネルギー大臣会合参加者への歓迎表明等を目的とした使用であること。

(2) 実施主体及びその使用例

① 2010年日本APECエネルギー大臣会合福井開催推進協議会（以下「協議会」）構成団体以外の自治体

(イ) APECエネルギー大臣会合に関連する情報を提供する市民向け広報紙等

(ロ) APECエネルギー大臣会合関連パンフレット、代表団・プレスへの地域案内ガイド、ウェブサイト

(ハ) APECエネルギー大臣会合関連イベント（シンポジウム、セミナー等）での使用（資料、ポスター、看板等）

② 大学等教育機関（教育機関）

(イ) APECエネルギー大臣会合関連イベント（セミナー、シンポジウム等）の会場、資料、案内パンフレット、案内ウェブサイト等

(ロ) APECエネルギー大臣会合関連の教材、出版物

③ 報道機関

(イ) APECエネルギー大臣会合関連イベント（セミナー、シンポジウム等）の会場、資料、案内パンフレット、案内ウェブサイト等

④ 上記以外の使用については、使用目的等を審査の上、個別に検討を行う。

2 承認する条件

- (1) APECエネルギー大臣会合の意義、重要性が損なわれたり、例えば以下の例のようにAPECエネルギー大臣会合を推進する上で支障の生じる恐れがないこと。
 - ・ APECエネルギー大臣会合の品格を傷つけたり、又は正しい理解への妨げとなる使用
 - ・ 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的への使用
 - ・ 特定の個人の売名となるような使用
- (2) オリジナルロゴが使用されている状況、結果等を報告により確認できること。
- (3) 法令および公序良俗に反して使用される恐れがないこと。
- (4) 協議会による使用上の指示、デザインマニュアルを遵守すること。

3 使用承認手続き

使用承認手続きについては、1に示した使用範囲で、2に示した条件を満たしていることを確認の上、次の通り行うものとする。

なお、承認申請者は、別途定める所定の様式（別添1）を協議会宛てに郵送にて行うことを原則とし、使用承認についても所定の承認書（別添2）を協議会より申請者に送付することを原則とする。

- (1) 協議会構成団体以外の自治体、教育機関等による使用
オリジナルロゴの使用にあたっては、使用申請書による申請手続きを要すものとし、「使用承認の条件」を遵守しない場合、使用承認を取り消す場合がある旨明記し、使用を承認するものとする。
- (2) その他による使用（1（2）④）
案件毎に個別に検討。なお、承認する場合には、上記3（1）と同様の手続きを行うものとする。

4 使用を承認する期間

オリジナルロゴの使用を承認する期間は、原則として平成22年1月21日から平成22年12月末までの範囲で決定する。

(別添1)

2010年日本APECエネルギー大臣会合オリジナルロゴマーク使用承認申請書

平成 年 月 日

2010年日本APECエネルギー大臣会合福井開催推進協議会会長 様

(申請者)

名称

代表者氏名

印

2010年日本APECエネルギー大臣会合オリジナルロゴマークを下記により使用したいので申請します。

記

1. 使用の目的
2. 使用方法（媒体を使用する場合はその媒体名等を含む）
3. 使用期間
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
4. 連絡先
住 所 :
電 話 :
F A X 又はメールアドレス :

(注)オリジナルロゴの使用に関する企画書及び参考となる資料（見本、使用申請者の経歴など）を添付して下さい。

(別添2)

平成 年 月 日

2010年日本APECエネルギー大臣会合福井開催推進協議会会長

2010年日本APECエネルギー大臣会合オリジナルロゴマーク使用承認書

貴社（貴方）より申請のあった2010年日本APECエネルギー大臣会合オリジナルロゴマーク使用については、これを承認します。使用の際は、下記使用方法を必ず遵守して下さい。

使用者

承認番号

使用承認期間

使用承認の条件

- (1) APECエネルギー大臣会合の意義、重要性が損なわれたり、例えば以下の例のようにAPECエネルギー大臣会合を推進する上で支障の生じる恐れがないこと。
 - ・ APECエネルギー大臣会合の品格を傷つけたり、又は正しい理解への妨げとなる使用
 - ・ 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的への使用
 - ・ 特定の個人の売名となるような使用
- (2) オリジナルロゴが使用されている状況、結果等を報告により確認できること。
- (3) 法令および公序良俗に反して使用される恐れがないこと。
- (4) 協議会事務局による使用上の指示・注意事項を遵守すること。

使用方法

1 オリジナルロゴは、定められた規格（「デザインマニュアル」参照）に従って正しく使用して下さい。オリジナルロゴの一部分のみを使用し、又はオリジナルロゴを変形し、もしくは他の図形や文字と重ねて使用しないで下さい。

また、指定外の配色はしないで下さい。

2 承認条件（上記参照）に違反してオリジナルロゴを使用した場合、使用承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合、その他協議会が必要と認める場合は、使用条件の変更、使用承認の取り消し、又は使用物件の回収を求めることがあります。

3 備考（特段言及すべき事項等あれば）